

(保 286)

平成24年3月30日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

電子レセプトにおける点数算定日の記載について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

電子レセプトにおいて、点数算定日の記載が4月診療分から義務化されることに関連した支払基金における審査方針等につきましては、平成24年3月13日付け（保254）にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、さらにレセコンメーカーやベンダーの対応の遅れなどで、点数算定日の記載漏れがあっても、返戻にせず、受け付けるよう支払基金に申し入れましたところ、『療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）』などの法令において定められた記載要領に則っていないレセプトを無条件で受け付けると明言することはできないが、レセコンメーカーやベンダーの対応のまずさから、作成できない場合は、再作成あるいは紙に出力した対応などが考えられるなど、各支部で柔軟に対応するよう連絡する」との回答がありました。

都道府県医師会におかれましても、基金各支部に対して上記の旨をご連絡いただくとともに同様の確認をしていただきたくお願い申し上げます。

また、国保連合会におきましては、審査を委託している場合など都道府県によって対応が異なりますので、基金と同様に柔軟に取り扱われるよう日本医師会として国保中央会に申し入れましたので、都道府県医師会におかれましてもご対応をお願いいたします。

今後、都道府県の審査の現場で何か問題が発生しましたら、日本医師会までご連絡くださいますようお願いいたします。